

後期研修医研修資金貸与の手引き



埼玉県のマスコット
コバトン

埼玉県では、医師が不足している診療科の医師を確保するため、研修資金貸与制度を設けています。

周産期母子医療センターで産科若しくは小児科の後期研修又は救命救急センターで救急医療に係る後期研修を受講している医師の皆さんに研修資金を貸与します。

研修修了後、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として一定期間勤務することにより返還を免除します。貸与を希望される方は、この手引きを御覧になった上で、お申し込みください。

令和8年5月

埼玉県保健医療部医療人材課

目次

ページ

研修資金の貸与

- 1 貸与資格について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 貸与の額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 貸与予定人数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 貸与の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ① 令和8年度に新たに貸与を希望する場合・・・・・・・・・・ 2
 - ② すでに貸与決定を受け、引き続き貸与を希望する場合・・・・・ 3
- 5 貸与者の決定方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

研修資金の返還猶予

- 1 返還猶予の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 返還猶予の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

研修資金の返還免除

- 1 返還免除の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 返還免除の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

研修資金の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

その他の諸手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

後期研修医研修資金貸与条例、施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

注 意 事 項

※この研修資金は「埼玉県後期研修医研修資金貸与条例」及び「同条例施行規則」に基づき貸与を行います。

※研修資金の貸与の額は、月額20万円を上限としています。貸与申請者数が多い場合は、減額されることがありますので、あらかじめ御了承ください。

※「貸付金」であることから、研修修了後の進路や退職等により返還が生じる可能性があります。返還する際は貸与金全額を一括で返還していただきます。

※年に1～2度貸与者の勤務実態を調査するため、県から勤務先病院の人事担当者を通じて現況把握を行う予定でありますので、御了承ください。

研修資金の貸与

1 貸与資格について

<対象者>

研修資金の貸与申請ができるのは、次の条件をすべて満たす方です。

- (1) 周産期母子医療センターで産科若しくは小児科の後期研修、又は、救命救急センターで救急医療に係る後期研修を受講する医師
- (2) 後期研修を修了した後、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務することが確実と認められる方

2 貸与の額について

<貸与月額>

貸与月額は、20万円以内で知事が定める額です。

<貸与期間>

3年間の範囲内で貸与します。

<貸与方法>

貸与決定後、貸与者名義の口座に4半期ごとに3か月分を一括して振り込みます。
なお、4～6月分は貸与決定処理の都合上7月以降の振込となる場合があります。

3 貸与予定人数について

11人

- ※ 令和8年度に新たに貸与を希望する方向けの貸与予定人数です。
- ※ 令和6年度、令和7年度にすでに貸与決定を受けている方は、所定のお手続きにより、引き続き貸与を受けることが可能です。

4 貸与の申請手続きについて

<申請期限>

令和8年6月1日（月）から令和8年7月10日（金）までに郵送かメールでご提出ください。（必着）

<提出先>

○郵送で提出する場合

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2 埼玉県立小児医療センター南玄関8F
埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

○メールで提出する場合：a3560-03@pref.saitama.lg.jp

<申請書類>

① 令和8年度に新たに貸与を希望する場合

次の(1)～(7)の書類を提出してください。

(1) 埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書（新規）（様式第1号） 18、20ページ

- 「表」・「裏」を両面コピーしてください。
- 貸与申請金額は、月額20万円以内で希望額を記入してください。
- 貸与申請期間は、貸与を希望する期間を記入してください。
- 住所は住民票に記載されている住所を記入してください。
- 裏面の貸与番号の記入は不要です。

(2) 後期研修受講証明書（様式第2号） 22ページ

- 必要事項を記入の上、病院長の記名をお願いします。

(3) 後期研修資金貸与金口座振込依頼書 32ページ

- 研修資金は、申請者の指定する金融機関預金口座に振り込みます。
- 指定することができる口座は、貸与者本人名義のものに限られます。他者名義の口座に振り込むことはできません。
- 必要事項を記入の上、記名をお願いします。

(4) 振込先金融機関預金通帳の写し

- 金融機関名、本店（支店・本所・支所）名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる部分をコピーしてください。

(5) 住民票

- 申請者及び連帯保証人2人の住民票を提出してください。

(6) 連絡先届出書 52ページ

- 【住所】欄は、住民票とは異なる住所へのご連絡を希望する場合のみ、記入してください。

(7) 面接日程調整表 50ページ

- 面接が可能な日時に「○」を記入してください。
- 面接日時が決定しましたら、当課から決定日時をメールでお知らせします。

※ 連帯保証人について

貸与申請には連帯保証人2人の保証が必要となりますので、あらかじめ内諾を得てください。

なお、貸与決定後に連帯保証人を変更することはできません。ただし、死亡や破産等のやむを得ない事由がある場合は除きます。

注) 返還が滞ると、連帯保証人に返還していただくこととなります。

注) 2人の連帯保証人は、同一生計であっても構いません。(例：父と母)

<連帯保証人の要件>

- (1) 継続・安定した収入が見込まれること。
- (2) 返還が滞った際に、直ちに返還することができること。

<連帯保証人に関する提出書類>

- (1) 貸与申請書（新規）（貸与申請時に記名）
- (2) 連帯保証人の住民票（貸与申請時に提出）
- (3) 借用証書（貸与終了後速やかに提出）

② 令和6年度、令和7年度に貸与を受けている方で、引き続き継続して貸与を希望する場合

次の(1)～(2)の書類を提出してください。

(1) 埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書（継続）	24ページ
---------------------------	-------

(2) 後期研修受講証明書	22ページ
---------------	-------

5 貸与者の決定方法について

貸与者の決定にあたっては、面接による審査を実施します。

面接は下記の日程のうち1人1回15分程度を予定しています。

下記の面接実施予定日から面接を受けることが可能な日時を面接日程調整表に記載の上、提出してください。当課で調整した後、面接日時を通知します。

【面接実施予定日時】

- ① 令和8年7月27日（月） 18時～20時
- ② 8月 2日（日） 13時～17時
- ③ 8月 3日（月） 18時～20時

【面接会場】

埼玉県地域医療教育センター

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2 埼玉県立小児医療センター南玄関8F

※JRさいたま新都心駅及びJR北与野駅から徒歩約5分

- 審査結果は、メールで通知します。

研修資金の返還猶予

1 返還猶予の適用について

<適用者>

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、返還が猶予されます。

- (1) 県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しているとき
- (2) 産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講しているとき
(例) 産科医の後期研修修了後、母体胎児専門医の後期研修を受講する場合や小児科医の後期研修修了後、新生児専門医の後期研修を受講する場合などが該当します。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき

※ 猶予とは研修資金の返還を待つ期間をいいます。なお、(1)以外の場合は返還免除に必要な勤務期間には含まれません。

2 返還猶予の申請手続きについて

<提出期限>

該当事由の発生日から1か月以内

<提出先>

埼玉県医療人材課へ郵送

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2 埼玉県立小児医療センター南玄関8F
埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

<提出書類>

返還猶予の理由によって手続きが異なりますので、注意してください。

貸与番号は、研修資金の貸与決定通知に記載されている5ケタの番号を記入してください。分からない場合は医療人材課へお問い合わせください。

- ① 県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しているとき（＝返還免除のための勤務期間）

(1) 埼玉県後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書(様式第4号) 26ページ

- 「免除を受けようとする額」については、記入不要です。
- 返還猶予の理由を証明する書類は、下記(3)勤務届に代えることができます。

(2) 後期研修修了報告書(様式第5号) 28ページ

- 必要事項を記入の上、病院長の記名をお願いします。

(3) 勤務届（様式第6号） 30ページ

- 必要事項を記入の上、病院長の記名をお願いします。

(4) 研修資金借用証書 34 ページ

- 借りた額に応じた金額の収入印紙を貼付してください。
- 貸与者本人及び連帯保証人2名の記名が必要です。

② 産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講しているとき

(1) 埼玉県後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書（様式第4号） 26 ページ

- 「免除を受けようとする額」については、記入不要です。
- 返還猶予の理由を証明する書類は、下記(3)後期研修受講証明書に代えることができます。

(2) 後期研修受講証明書（様式第2号） 22ページ

- 必要事項を記入の上、病院長の記名をお願いします。

(3) 研修資金借用証書 34 ページ

- 借りた額に応じた金額の収入印紙を貼付してください。
- 貸与者本人及び連帯保証人2名の記名が必要です。

③ 災害、疾病その他やむを得ない理由の場合

(1) 埼玉県後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書（様式第4号） 26 ページ

- 「免除を受けようとする額」については、記入不要です。
- 返還猶予の理由を証明する書類は、その理由に応じて、市町村が発行する罹災証明書や医師の診断書等を添付してください。

研修資金の返還免除

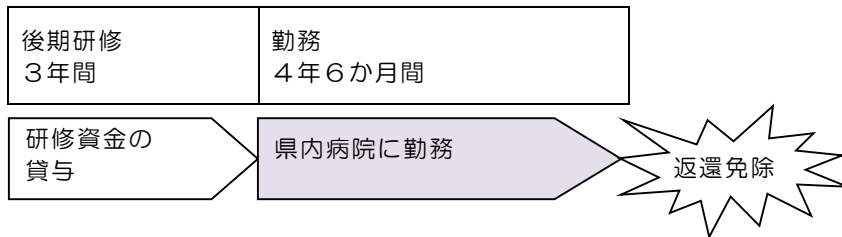
1 返還免除の適用について

<適用者>

次の(1)～(3)に該当する場合は、返還が免除されます。

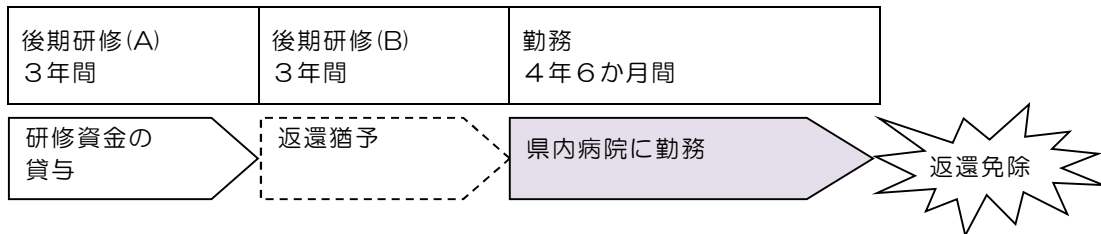
- (1) 後期研修修了後、引き続き研修資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（貸与期間が3年間の場合は、4年6か月間）、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務したとき。

(例)



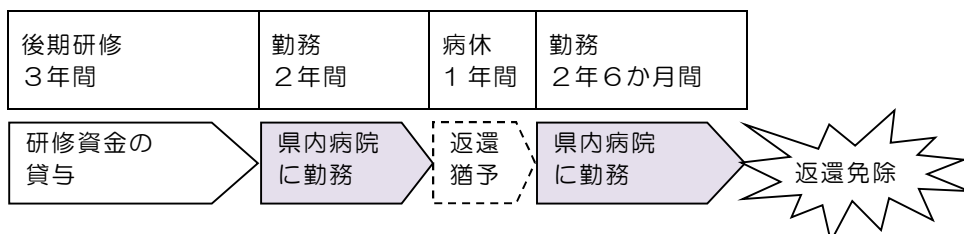
- (2) 後期研修修了後、引き続き産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講することによって返還猶予の適用を受け、当該返還猶予の適用を受けた期間に引き続いて、研修資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務したとき。

(例)



- (3) 後期研修修了後、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務していて、産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還猶予の適用を受け、当該返還猶予の適用を受けた期間に引き続いて、再び県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務した場合において、先の勤務期間と後の勤務期間の通算で、研修資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間勤務したとき。

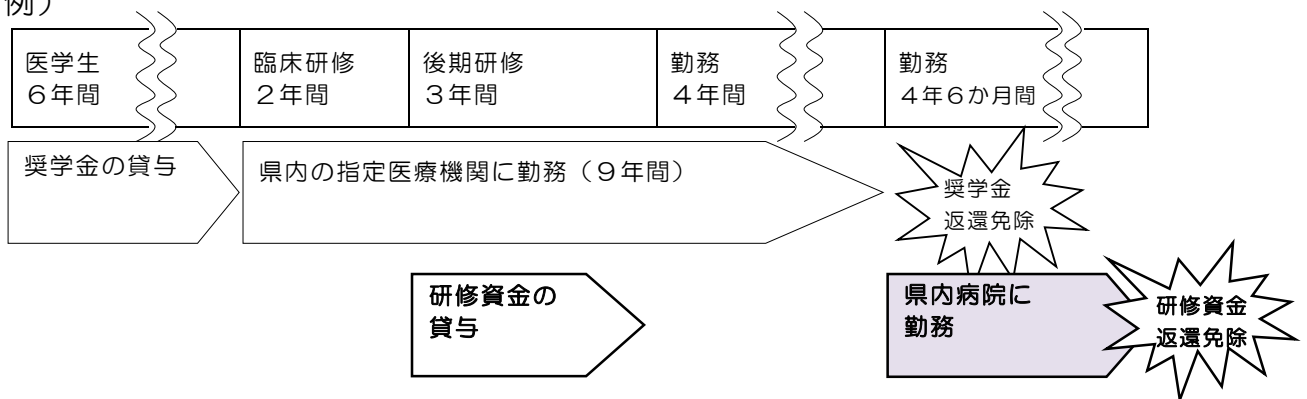
(例)



<留意事項>

- 「県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務する」とは、常勤の医師として勤務することを指します。
- 県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務していて、当該勤務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったために、研修資金の返還免除を受けるために必要な勤務期間に達しなくなった場合は、その勤務期間に応じて返還額が一部免除となりますので、医療人材課に御相談ください。
- 「埼玉県指定大学奨学金（地域枠医学生奨学金）」又は「埼玉県出身者奨学金（県外医学生育成奨学金）」の貸与を受けた方が、後期研修資金の貸与を受けた場合、返還の債務の免除を受けるために必要とされる勤務は、それぞれ別の期間分必要となります。

（例）



2 返還免除の申請手続きについて

<提出期限>

返還免除に必要な勤務期間が満了した日から1か月以内

<提出先>

埼玉県医療人材課へ郵送

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2 埼玉県立小児医療センター南玄関8F
埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

<提出書類>

埼玉県後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書(様式第4号) 26ページ

- 貸与番号は、研修資金の貸与決定通知に記載されている5ケタの番号を記入してください。分からない場合は医療人材課へお問い合わせください。
- 「猶予を受けようとする期間」については、記入不要です。
- 返還免除の理由を証明する書類として、研修修了後、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間勤務したことを証する書類(勤務証明書(様式自由))を添付してください(病院長の記名が必要)。

勤務した病院が複数ある場合は、それぞれの病院について、勤務期間を証する書類を添付してください。

勤務証明書 36ページ

研修資金の返還

後期研修修了後、県外の病院に勤務したり、県内の病院に勤務しても返還免除の適用を受けるのに必要な期間に達しなかった場合は、研修資金を一括返還しなければなりません。

<対象者>

次のいずれかに該当する場合は、研修資金を返還しなければなりません。

- (1) 研修資金の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 後期研修修了後、引き続き県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しなかったとき。
- (3) 後期研修修了後、産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講又は災害、疾病その他やむを得ない理由により、返還猶予の適用を受けている場合で、当該返還猶予の適用を受けた期間に引き続いて、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しなかったとき。
- (4) 返還免除の適用を受ける前に、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しなくなったとき。

※上記(2)及び(4)の場合は、後期研修修了後、産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により、返還猶予の適用を受けている場合を除きます。

<返還方法>

医療人材課が送付する納入通知書兼領収書を使って一括返還してください。

<返還期限>

研修資金を返還しなければならなくなった理由が生じた日の属する月の翌月末
(必ず納入通知書兼領収書に記載されている期限を確認してください。)

<留意事項>

- 後期研修修了後、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として一定期間勤務しても、貸与期間の1.5倍の期間に満たなければ、貸与した研修資金を全額返還することになります。
- 返還期限までに返還しない場合、年利14.5%の延滞利息がかかる他、貸与者本人や連帯保証人に対し、督促、催告、財産の差押え等が行われる場合があります。

その他の諸手続き

以下の事項に該当する場合には、必要書類を提出していただきますので、速やかに医療人材課あて御連絡ください。

事例	提出書類	ページ
貸与者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき	届出事項等変更届出書 変更事項を証する書面	38 ページ
勤務届により届け出た事項（病院名、病院の所在地等）に変更があったとき	届出事項等変更届出書 変更事項を証する書面	38 ページ
研修資金の振込先預金口座を変更するとき	後期研修資金貸与金口座振込依頼書 振込先金融機関預金通帳の写し	32 ページ
後期研修の受講を辞退するとき	後期研修受講辞退届出書	40 ページ
後期研修の受講を中断するとき	後期研修（中断・再開）届出書	42 ページ
研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき	後期研修資金貸与辞退届出書	44 ページ
産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講していることにより返還猶予を受けている場合であって、受講している研修について、その受講を辞退し、又は中断しようとするとき	産科・小児科・救急医療に係る後期研修（辞退・中断・再開）届出書	46 ページ
災害、疾病その他やむを得ない事由により返還猶予を受けている場合であって、履行猶予を受けることになった理由が消滅したとき	臨床研修医研修資金返還猶予の理由消滅届出書	48 ページ

よくある質問

<貸与>

Q1 後期研修3年目なのですが、研修資金は借りられますか？

A1 借りられます。ただし、研修資金の貸与は後期研修期間の3年間であるため、貸与期間は1年間になります。

Q2 自分の親の名義の銀行口座に研修資金を振り込んでもらうことはできますか？

A2 できません。研修資金は、貸与者本人名義の口座に振り込みます。

Q3 父親を連帯保証人としたいのですが、外国籍です。連帯保証人としてことができますか？

A3 外国籍であっても、継続・安定した収入が見込まれ、貸与者本人の返還が滞った際に直ちに返還することができる方であれば、可能です。

<返還猶予>

Q1 後期研修修了後、産科、小児科又は救急医療に係る研修以外の後期研修を受講することになりました。返還猶予の適用を受けることはできますか？

A1 受けることはできません。研修資金を一括返還することになります。

Q2 研修資金の貸与に係る後期研修修了後、新生児専門医の後期研修を受講していましたが、研修を中断して県内の病院で小児科医として勤務することとなりました。引き続き、返還猶予の適用を受けることはできますか？

A2 受けることができます。研修資金返還猶予（免除）申請書、産科・小児科・救急医療に係る後期研修（辞退・中断・再開）届出書及び勤務届を提出していただく必要がありますので、医療人材課へ御連絡ください。

Q3 後期研修修了後、県内の病院で産科医として勤務していましたが、出産（育児、勤務に起因するけが、疾病等）のため、勤務を継続することができなくなりました。引き続き、返還猶予の適用を受けることができますか？

A3 受けることができます。医師の診断書等を添えて申請していただくこととなりますので、速やかに医療人材課へ御連絡ください。

※審査の上で猶予の決定をしますので、申請した方すべてが返還猶予の適用を受けられるわけではありません。

<返還免除>

Q 1 後期研修修了後、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間、産科医として県内の病院に勤務しました。返還免除の適用を受けたいのですが、どのような手続きをすればよいですか。

A 1 返還免除の適用を受けるために必要な勤務の期間が満了した日から1か月以内に後期研修資金返還猶予（免除）申請書を提出してください。返還免除を決定次第、県から返還免除決定通知書をお送りします。

Q 2 後期研修修了後、県内の病院で小児科医として勤務しています。貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達していませんが、県内の別の病院で小児科医として勤務することになりました。返還免除の適用を受けることができますか。

A 2 県内であれば、現在の病院における勤務の期間と別の病院における勤務の期間を通算して貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すれば、返還免除の適用を受けることができます。勤務する病院の変更について、変更届出書を提出してください。

Q 3 非常勤の産科医として県内の病院に勤務しています。返還猶予・返還免除の適用を受けることはできますか？

A 3 返還猶予・返還免除の適用を受けることはできません。適用を受けることができるのは常勤職員のみです。ただし、次のいずれかに該当する場合は、常勤職員でなくても適用を受けることができます。

- ① 勤務時間が常勤職員の所定労働時間以上の場合
- ② 勤務時間が常勤職員として働いていた時の4分の3以上の場合

Q 4 後期研修修了後、県内で小児科の診療所を開業する場合、返還猶予・返還免除の適用を受けることはできますか？

A 4 返還猶予・返還免除の適用を受けることはできません。適用を受けるためには、県内の病院において、産科医、小児科医又は救命救急センターの医師として勤務する必要があります。

<返還>

Q 1 後期研修修了後、県内の病院において産科医として勤務していますが、当該勤務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなりました。そのため研修資金の返還免除を受けるために必要な勤務期間に達しなくなりました。研修資金を全額返還しなければなりませんか？

A 1 県内の病院で勤務した期間に応じて、返還債務の一部が減免されます。
※減免額は県で算定しますので、詳しくは医療人材課に御相談ください。
※審査の上で減免額の決定をしますので、申請した方すべてが返還債務の一部が減免されるわけではありません。

Q 2 現在受講中の後期研修の一環で、県外の病院に派遣されることとなりました。研修資金を返還しなければなりませんか？

A 2 後期研修の一環であれば、県外の病院に派遣される場合であっても、研修資金の貸与を受けられますし、返還の必要もありません。

Q 3 研修資金を分割で返還したいのですが、認められますか？

A 3 認められません。一括で返還していただきます。

<その他>

Q 1 研修資金に税金は課税されますか？

A 1 研修資金貸付金は、返還免除時（2年間借りた場合はその3年後）に給与所得と併せて所得税が課税される場合もあります。
課税額は給与所得額や扶養控除額などによって決定されるため、税務署に問い合わせてください。

Q 2 貸与番号を忘れてしまいました。

A 2 貸与番号は各種手続の際に必ず必要となりますので、忘れることのないようメモを残しておいてください。

なお貸与番号は、貸与決定後に医療人材課から発出する貸与決定通知に記載されています。

もし貸与決定通知を紛失してしまった場合は、必ず医療人材課までお問い合わせください。

※貸与番号のない書類を提出した場合、手続きが完了しない場合がありますので、御注意ください。

Q3 結婚して姓や住所が変わったが、どうすればよいですか？

A3 本人又は連帯保証人に身分上の変更が生じた場合は手続きが必要です。速やかに医療人材課へ御連絡ください。

後期研修の受講を辞退する場合や中断する場合、研修修了後に勤務する医療機関の名称や所在地が変わる場合等にも同様に手続きが必要となりますので、速やかに御連絡ください。

Q4 連帯保証人を変更したいのですが、どうすればよいですか？


A4 本来、連帯保証人は特段の理由なしに変更されるべきではありません。ただし、連帯保証人の死亡等やむを得ない理由がある場合には、直ちに変更の手続きが必要となりますので、医療人材課へ速やかに御連絡ください。

Q5 手続きに必要な書類・手引きを紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A5 埼玉県医療人材課のホームページから各種提出書類・手引き・条例等をダウンロードすることができます。インターネットを利用できない場合には、ファックスや郵送により送付しますので、御連絡ください。

○医療人材課ホームページ

埼玉県 研修資金

検索 

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/kensyushikin-annai/index.html>

お問い合わせ先

埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2 埼玉県立小児医療センター南玄関8F

Tel : 048-601-4600

E-mail : a3560-03@pref.saitama.lg.jp



提出書類

	ページ
後期研修医研修資金貸与申請書(新規)(様式第1号)・・・・・・・・・・	18
後期研修受講証明書(様式第2号)・・・・・・・・・・	22
後期研修医研修資金貸与申請書(継続)(様式第3号)・・・・・・・・・・	24
後期研修医研修資金返還猶予(免除)申請書(様式第4号)・・・・・・・・	26
後期研修修了報告書(様式第5号)・・・・・・・・・・	28
勤務届(様式第6号)・・・・・・・・・・	30
後期研修資金貸与金口座振込依頼書・・・・・・・・・・	32
研修資金借用証書・・・・・・・・・・	34
勤務証明書・・・・・・・・・・	36
届出事項等変更届出書・・・・・・・・・・	38
後期研修受講辞退届出書・・・・・・・・・・	40
後期研修(中断・再開)届出書・・・・・・・・・・	42
後期研修資金貸与辞退届出書・・・・・・・・・・	44
産科・小児科・救急医療に係る後期研修(辞退・中断・再開)届出書	46
後期研修医研修資金返還猶予の理由消滅届出書・・・・・・・・・・	48
面接日程調整表・・・・・・・・・・	50
連絡先届出書・・・・・・・・・・	52

埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書（新規）

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 貸与申請金額 月 円

2 貸与申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

なお、研修資金の貸与を受けた上は、後期研修の受講に専念し、後期研修修了後は、直ちに県内の病院において（産科・小児科・救命救急センター）の医師として勤務することを誓約します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

上記の者が埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により、後期研修受講期間中に貸与を受ける研修資金の返還の債務について連帯して保証します。

連帯保証人 住所

氏名

申請者との関係

連帯保証人 住所

氏名

申請者との関係

（宛先）

埼玉県知事

注1 連帯保証人は、成年者でなければならない。

2 裏面も記入すること。

埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書（新規）

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 貸与申請金額 月 **200,000**円

後期研修1年目の方は、最長3年間まで申請可能です。

2 貸与申請期間 **令和8年 4月 1日**から**令和11年 3月 31日**まで

なお、研修資金の貸与を受けた上は、後期研修の受講に専念し、後期研修修了後は、直ちに県内の病院において（産科・小児科・救命救急センター）の医師として勤務することを誓約します。

令和8年 月 日

提出日を記入してください。

申請者 住所 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**

氏名 **埼玉 太郎**

上記の者が埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により、後期研修受講期間中に貸与を受ける研修資金の返還の債務について連帯して保証します。

自署してください。

連帯保証人 住所 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**

氏名 **埼玉 一郎**

申請者との関係 **父**

連帯保証人 住所 **川越市〇〇1-2-3**

氏名 **川越 花子**

申請者との関係 **伯母**

(あて先)

埼玉県知事

注1 連帯保証人は、成年者でなければならない。

2 裏面も記入すること。

裏

貸与番号

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 写真貼付 3か月以内に撮影 無帽・無背景のもの (裏面に氏名を記入) 縦4cm×横3cm </div>	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	生年月日	昭和・平成	年	月
	電話番号	日(満		歳)
後期 研修 病院	名称			
	所在地			
研修の種類				
研修期間	年	月	日	
医籍登録事項	登録年月日	登録番号	第	
(研修資金に応募した理由及び研修資金の使途を記入してください)				
(埼玉県の医療にどのように貢献するか、について記入してください)				

履歴

高校	名称	
大学	名称	
臨床研修 病院	名称	

裏

記入例

		貸与番号	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 写真貼付 3か月以内に撮影 無帽・無背景のもの (裏面に氏名を記入) 縦4cm×横3cm </div>	ふりがな	さいたま たろう	
	氏名	埼玉 太郎	
	住所	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
	生年月日	平成 11年 4月 1日 (満 歳)	
	電話番号	048-830-3538	
後期 研修 病院	名称	〇〇病院	
	所在地	さいたま市浦和区〇△4-5-6	
研修の種類		小児科専門研修	
研修期間		令和8年 4月 1日研修開始	令和11年 3月31日研修修了予定
医籍登録事項		登録年月日 令和5年 3月28日	登録番号 第123456号
<p>(研修資金に応募した理由及び研修資金の用途を記入してください)</p> <p>研修資金に応募した理由は、・・・。</p> <p>また、研修資金の用途は・・・</p>			
<p>(埼玉県の医療にどのように貢献するか、について記入してください)</p> <p>埼玉県の医療には・・・</p>			

履歴

高校	名称	埼玉県立〇〇高校
大学	名称	〇〇大学 医学部 医学科
臨床研修 病院	名称	〇〇病院

後期研修受講証明書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

病院名

病院長

下記の者は当院（総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・救命救急センター）において、後期研修を受講していることを証明します。

記

1 住 所

2 氏 名

3 診療科名

4 後期研修の種類

5 後期研修の期間

年 月 日から

年 月 日まで

後期研修受講証明書

提出日を記入してください。

令和8年 ○月 ○日

(宛先)

埼玉県知事

病院名 ○○病院

該当しない方を二重線で消してください。

病院長 浦和 次郎

下記の者は当院（~~総合周産期母子医療センター~~・地域周産期母子医療センター・~~救命救急センター~~）において、後期研修を受講していることを証明します。

記

1 住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

2 氏 名 埼玉 太郎

3 診療科名 小児科

受講する後期研修の名称を記入してください。

4 後期研修の種類 小児科専門医研修

5 後期研修の期間

令和8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書（継続）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 貸与申請金額 月 円

2 貸与申請期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 研修病院の名称

4 既に貸与を受けた研修資金について

（1） 貸与番号

（2） 貸与を受けた額 円

（3） 貸与を受けた期間 年 月 日から
年 月 日まで

埼玉県後期研修医研修資金貸与申請書（継続）

提出日を記入してください。

令和8年 ○月 ○日

(宛先)

埼玉県知事

住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏名 浦和 彩子

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 貸与申請金額 月 200,000円

初めて研修資金の貸与を申請した日から、貸与の終了予定の日までの期間を記入してください。

2 貸与申請期間 令和7年 4月 1日から

令和10年 3月31日まで

3 研修病院の名称 ○○総合病院

4 既に貸与を受けた研修資金について

貸与決定通知に記載されている貸与番号を記入してください。

(1) 貸与番号 ×××××

(2) 貸与を受けた額 2,400,000円

(3) 貸与を受けた期間 令和7年 4月 1日から

令和8年 3月31日まで

様式第4号（第11条関係）

埼玉県後期研修医研修資金返還猶予（免除）申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

下記のとおり、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により貸与を受けた研修資金の返還の債務の履行猶予（免除）を受けたいので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 貸与番号
- 2 貸与を受けた研修資金の額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 免除を受けようとする額 円
- 5 理由（当該理由を証明する書類を添付すること。）

埼玉県後期研修医研修資金返還猶予（~~免除~~）申請書

該当しない方を二重線で消してください。

令和8年 ○月 ○日

提出日を記入してください。

（あて先）

埼玉県知事

住所 ○○市△△区□□3-15-1

氏名 浦和 太郎

下記のとおり、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定により貸与を受けた研修資金の返還の債務の履行猶予（免除）を受けたいので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により、申請します。

記

- 貸与番号 ×××××
- 貸与を受けた研修資金の額 7,200,000 円
- 猶予を受けようとする期間 令和○○年 ○月 ○日から
令和○○年 ○月○○日まで
- 免除を受けようとする額 円
- 理由（当該理由を証明する書類を添付すること。）

猶予申請の場合は記載不要です。

理由を記入し、理由を証する書類を添付してください。

後期研修修了報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

貸与番号

住 所

氏 名

私は、 年 月 日に後期研修を修了したので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第12条の規定により、報告します。

上記の者は、当院（総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・救命救急センター）における後期研修を修了したことを証明します。

年 月 日

病院名

病院長

様式第5号（第12条関係）

後期研修修了報告書

令和8年 ○月 ○日

(あて先)

埼玉県知事

提出日を記入してください。

貸与番号 ×××××

住 所 さいたま市浦和区○○1-2-3

氏 名 埼玉 太郎

私は、**令和8年3月31日**に後期研修を修了したので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第12条の規定により、報告します。

上記の者は、当院（総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・救命救急センター）における後期研修を修了したことを証明します。

令和8年 ○月 ○日

病院名 ○×総合病院

病院長 行田 次郎

様式第6号（第13条関係）

勤 務 届

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

貸与番号

住 所

氏 名

県内の病院において（産科・小児科・救命救急センター）の医師として下記のとおり勤務しているので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第13条の規定により届け出ます。

記

1 病院名及び診療科名

2 病院の所在地

3 就職年月日 年 月 日

上記のとおり就職していることを証明します。

年 月 日

病院名

病院長

様式第6号（第13条関係）

勤 務 届

令和8年 ○月 ○日

(あて先)

埼玉県知事

提出日を記入してください。

貸与決定通知に記載されている
貸与番号を記入してください。

貸与番号 ×××××

住 所 さいたま市浦和区○○1-2-3

氏 名 埼玉 太郎

県内の病院において（~~産科・小児科・救命救急センター~~）の医師として下記のとおり勤務しているので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第13条の規定により届け出ます。

該当しないものを消してください。

記

- 1 病院名及び診療科名 ○△大学医学部付属病院 産婦人科
- 2 病院の所在地 ○×市○△□区3-15-1
- 3 就職年月日 令和○○年 ○月 ○日

上記のとおり就職していることを証明します。

令和8年 ○月 ○日

病院名 ○△大学医学部付属病院

病院長 ○△ 二郎

後期研修資金貸与金口座振込依頼書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

埼玉県から貸与される後期研修医研修資金貸与金については、下記の金融機関口座に口座振込をお願いします。

記

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
本・支店名	本店 支店 本所 支所
口座種別	普通 ・ 当 座
口座番号	No.
口座名義人 (カナ)	

注：預金通帳のコピー（金融機関名、本店（支店・本所・支所）名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる部分）を添付すること。

後期研修資金貸与金口座振込依頼書

提出日を記入してください。 → 令和8年 ○月 ○日

(あて先)

埼玉県知事

申請者 住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏名 埼玉 太郎

埼玉県から貸与される後期研修医研修資金貸与金については、下記の金融機関口座に口座振込をお願いします。

申請者本人名義の口座に関する情報を記入ください。

記

金融機関名	さいたま 信用組合 農業協同組合
本・支店名	浦和 本店 支店 本所 支所
口座種別	普通 当座
口座番号	No. 0578901
口座名義人(カナ)	サイタマ タロウ

注：預金通帳のコピー（金融機関名、本店（支店・本所・支所）名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる部分）を添付すること。

研修資金借用証書

年 月 日

収入印紙
100万円まで1,000円
500万円まで2,000円
1,000万円まで1万円

(宛先)

埼玉県知事

貸与番号	
------	--

貸与者住所		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
連帯保証人住所		
氏名		
本人との続柄		
連帯保証人住所		
氏名		
本人との続柄		

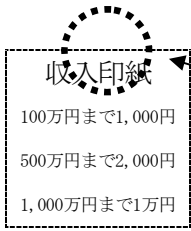
下記のとおり、埼玉県後期研修医研修資金を借用しました。

記

- 貸与者 は、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、埼玉県から県内の総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター又は救命救急センターで後期研修期間中の 年 月から 年 月までに 円を借受けました。
- 貸与者は、条例及び規則に基づき返還が生じた場合は、埼玉県に対して、前条項の借受金を条例及び規則に定められた返還方法及び納期限に従い、支払わなければならない。
- 貸与者が、借受金を期限までに弁済しないときは、借受金元金に対してその翌日から、完済に至るまでの日数に応じ、年14.5%の割合による延滞利息金を支払わなければならない。
- 貸与者は、次に該当する場合において、埼玉県からの通知催告があるときは、直ちに借受金を一時に支払わなければならない。
 - 貸与者が、他の債務につき差押、仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき
 - 貸与者が、他の債務につき競売、破産又は民事再生手続き開始の申し立てがあったとき
- 及び は、貸与者の連帯保証人として、本研修資金により生じる貸与者の埼玉県に対する一切の債務（延滞利息金を含む。）の弁済につき保証し、貸与者と連帯して履行の責を負う。
- 貸与者及び両連帯保証人2名は、埼玉県の請求があるときは、直ちに本研修資金により生ずる一切の債務について、強制執行の認諾がある公正証書の作成に同意し、必要な手続きを行わなければならない。このために要した費用は、貸与者及び両連帯保証人2名が負担する。

研修資金借用証書

記入例



借入額に応じて印紙を貼付け、消印してください。

令和8年 ○月 ○日

提出日を記入してください。

(宛先)

埼玉県知事

貸与決定通知に記載されている貸与番号を記入してください。

貸与番号	×××××	貸与者及び連帯保証人が自署してください。
貸与者住所	さいたま市浦和区〇〇1-2-3	
氏名	埼玉 太郎	
生年月日	平成7年 5月 5日 生	
連帯保証人住所	さいたま市浦和区〇〇1-2-3	
氏名	埼玉 一郎	
本人との続柄	父	
連帯保証人住所	川越市〇〇1-2-3	
氏名	川越 花子	
本人との続柄	叔母	

下記のとおり、埼玉県後期研修医研修資金を借用しました。

記

- 貸与者 **埼玉 太郎** は、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、埼玉県から県内の総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター又は救命救急センターで後期研修期間中の **令和6年 4** 月から **令和8年 3** 月までに **4,800,000** 円を借受けました。
- 貸与者は、条例及び規則 **貸与を受けた研修資金の総額を記入してください。** の借受金を条例及び規則に定められた返還方法及び利率に従い、支払わなければならない。
- 貸与者が、借受金を期限までに弁済しないときは、借受金元金に対してその翌日から、完済に至るまでの日数に応じ、年14.5%の割合による延滞利息金を支払わなければならない。
- 貸与者は、次に該当する場合において、埼玉県からの通知催告があるときは、直ちに借受金を一時に支払わなければならない。
 - 貸与者が、他の債務につき差押、仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき
 - 貸与者が、他の債務につき競売、破産又は民事再生手続き開始の申し立てがあったとき
- 埼玉 一郎** 及び **川越 花子** は、貸与者の連帯保証人として、本研修資金により生じる貸与者の埼玉県に対する一切の債務（延滞利息金を含む。）の弁済につき保証し、貸与者と連帯して履行の責を負う。
- 貸与者及び両連帯保証人2名は **連帯保証人の方が氏名を自署してください。** により生ずる一切の債務について、強制執行の認諾がある公正証書の作成に同意し、必要な手続きを行わなければならない。このために要した費用は、貸与者及び両連帯保証人2名が負担する。

勤 務 証 明 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

病院名
病院長

下記の者は、当院において勤務したことを証明します。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 診療科名
- 4 勤務した期間

年 月 日から 年 月 日まで

勤 務 証 明 書

令和8年 〇月 〇日

(宛先)

埼玉県知事

病院名 〇×総合病院
病院長 行田 次郎

下記の者は、当院において勤務したことを証明します。

記

- 1 住 所 所沢市●●10-11
- 2 氏 名 所沢 太郎
- 3 診療科名 小児科
- 4 勤務した期間 令和〇〇年 〇月 〇日から令和〇〇年 〇月 〇日まで

届出事項等変更届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所
氏 名

届出事項等について変更があったので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

本人	住所	新	
		旧	
	氏名	新	
		旧	
連帯保証人	住所	新	
		旧	
	氏名	新	
		旧	
勤務先	病院名	新	
		旧	
	診療科名	新	
		旧	
	所在地	新	
		旧	

注) 上記変更事項を証する書面を添付すること。

届出事項等変更届出書

記入例

令和8年 ○月 ○日

(あて先)

埼玉県知事

住所 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**
氏名 **埼玉 太郎**

届出事項等について変更があったので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

本人	住所	新	さいたま市浦和区高砂3-15-1
		旧	川口市西青木2-13-1
	氏名	新	
		旧	
連帯保証人	住所	新	変更事項を記入してください。
		旧	
	氏名	新	
		旧	
勤務先	病院名	新	
		旧	
	診療科名	新	
		旧	
	所在地	新	
		旧	

注) 上記変更事項を証する書面を添付すること。

後期研修受講辞退届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

後期研修の受講を辞退するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

受講を辞退する 後 期 研 修	医療機関名	
	診療科名	
	研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
辞退する時期		年 月 日から
研修資金受領額		年 月分から 年 月分まで 金 円
辞退する理由		

後期研修受講辞退届出書

記入例

令和8年 7月15日

(宛先)

埼玉県知事

提出日を記入してください。

住 所 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**

氏 名 **埼玉 太郎**

後期研修の受講を辞退するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

受講を辞退する 後 期 研 修	医療機関名	〇〇大学付属病院 総合周産期母子医療センター
	診療科名	小児科
	研修期間	令和8年 4月 1日から令和11年 3月31日まで
辞退する時期	令和8年 10月20日から	
研修資金受領額	令和8年 4月分から令和8年 9月分まで 金1,200,000円	
辞退する理由	心身の故障により、後期研修の受講を継続することが困難になったため。	

後期研修の受講を辞退する日の属する月の前の月までに受領予定の研修資金を記入してください。

後期研修の受講を辞退する理由について、具体的に記入してください。

後期研修（中断・再開）届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

後期研修を（中断・再開）するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

受講している 後 期 研 修	医療機関名	
	診療科名	
	研修期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
中断する期間又は 再開する期日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
中断（再開）する理由		
研修資金受領額 <u>（中断を届け出る場合に記入）</u>	金	年 月分から 年 月分まで 円
研修中断期間 <u>（再開を届け出る場合に記入）</u>		

後期研修（~~中断~~再開）届出書

記入例

該当しない方を二重線で消してください。

令和8年 9月16日

提出日を記入してください。

(宛先)

埼玉県知事

住 所 熊谷市末広3-9-1

氏 名 熊谷 花子

後期研修を（~~中断~~再開）するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

受講している 後 期 研 修	医療機関名	〇〇大学付属病院 総合周産期母子医療センター	
	診療科名	小児科	
	研修期間	令和8年 4月 1日から令和11年 3月31日まで	
中断する期間又は 再開する期日		令和8年 10月 1日から令和9年3月31日まで	
中断（再開）する理由		産前・産後休暇を取得するため	
研修資金受領額 <u>（中断を届け出る場合に記入）</u>		令和8年4月分から令和8年9月分まで 金1,200,000円	
研修中断期間 <u>（再開を届け出る場合に記入）</u>		年 月 日から	年 月 日まで

【中断を届け出る場合のみ記入】
中断する日の属する月の前の月までに受領予定の研修資金を記入してください。

【再開を届け出る場合のみ記入】
研修を中断していた期間を記入してください。

後期研修資金貸与辞退届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

後期研修資金の貸与を辞退するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

受講している 後期研修	医療機関名	
	診療科名	
	研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与決定金額		年 月分から 年 月分まで 金 円
研修資金受領額		年 月分から 年 月分まで 金 円
辞退する時期		年 月分から
辞退する理由		

後期研修資金貸与辞退届出書

記入例

令和8年 9月30日

(宛先)

埼玉県知事

提出日を記入してください。

住 所 春日部市大沼1-76

氏 名 春日部 一郎

後期研修資金の貸与を辞退するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

貸与決定を受けた金額の総額を記入してください。

記

受講している 後期研修	医療機関名	〇〇大学付属病院 総合周産期母子医療センター
	診療科名	小児科
	研修期間	令和8年 4月 1日から令和11年 3月31日まで
貸与決定金額	令和8年 4月分から令和9年 3月分まで 金2,400,000円	
研修資金受領額	令和8年 4月分から令和8年 9月分まで 金1,200,000円	
辞退する時期	令和8年10月分から	
辞退する理由	後期研修修了後、〇〇県に転居することとなったため、貸与を受けた後期研修資金の返還免除要件を満たすことができなくなるから。	
研修資金の貸与を辞退する月の前の月までに受領予定の研修資金を記入してください。	研修資金の貸与を辞退する理由について、具体的に記入してください。	

産科・小児科・救急医療に係る後期研修（辞退・中断・再開）届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

後期研修修了後の（産科・小児科・救急医療に係る）の研修を（辞退・中断・再開）するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

後 期 研 修 修了後の研修	医療機関名	
	診療科名	
	研修期間	年 月 日から 年 月 日まで
辞退する時期、中断する期間 又は再開する期日		年 月 日から 年 月 日まで
辞退（中断、再開）する理由		

記入例

産科・小児科・救急医療に係る後期研修（~~辞退~~・~~中断~~・~~再開~~）届出書

該当しない方を二重線で消してください。

令和8年 8月20日

提出日を記入してください。

(宛先)

埼玉県知事

住所 川越市新宿町1-1-1

氏名 川越 彩子

後期研修修了後の（~~産科~~・~~小児科~~・~~救急医療~~に係る）の研修を（~~辞退~~・~~中断~~・~~再開~~）するので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

後期研修 修了後の研修	医療機関名	〇〇市立病院 総合周産期母子医療センター
	診療科名	小児科
	研修期間	令和8年 4月 1日から令和11年 3月31日まで
辞退する時期、中断する期間 又は再開する期日	令和8年 9月 1日から令和9年 1月31日まで	
辞退（中断、再開）する理由	産前・産後休暇を取得するため	

後期研修修了後の研修を辞退（中断・再開）する理由について、具体的に記入してください。

後期研修医研修資金返還猶予の理由消滅届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

後期研修医研修資金の返還債務の履行猶予を受けていましたが、当該履行猶予を受けることとなった理由が消滅したので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

貸与番号	
返還猶予額	金 円
猶予の理由	
猶予期間	年 月から 年 月まで
理由の消滅日	年 月 日
理由の消滅の内容	

令和8年 9月30日

(宛先)

埼玉県知事

提出日を記入してください。

住 所 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**

氏 名 **埼玉 太郎**

後期研修医研修資金の返還債務の履行猶予を受けていましたが、当該履行猶予を受けることとなった理由が消滅したので、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

後期研修資金の貸与決定通知文に記載されている貸与番号を記載してください。

記

貸与番号	×××××
返還猶予額	金 7,200,000 円
猶予の理由	後期研修修了後、□□病院総合周産期母子医療センターに勤務していたが、○×症を患ったため、病気休暇を取得したから。
猶予期間	令和8年 5月から令和8年10月まで
理由の消滅日	令和8年 9月30日
理由の消滅の内容	○×症が完治し、□□病院総合周産期母子医療センター勤務に復帰した。

研修資金返還猶予決定通知書に記載されている猶予の理由・猶予期間を記載してください。

返還猶予の理由がなぜ消滅したのかを具体的に記載してください。

面接日程調整表

氏名：_____

面接実施予定日は以下のとおりです。

	面接実施予定日
	令和8年7月27日（月） 18時～20時
	令和8年8月 2日（日） 13時～17時
	令和8年8月 3日（月） 18時～20時

- ※ 面接を受けることが可能な日程に「○」を記入してください。
- ※ なるべく複数の候補日に「○」を記入してください。
- ※ 面接は上記日時のうち、1人1回15分程度で実施します。

面接日程調整表

記入例

氏名：埼玉 太郎

面接実施予定日は以下のとおりです。

	面接実施予定日
○	令和8年7月27日（月） 18時～20時
	令和8年8月 2日（日） 13時～17時
○	令和8年8月 3日（月） 18時～20時

- ※ 面接を受けることが可能な日程に「○」を記入してください。
- ※ なるべく複数の候補日に「○」を記入してください。
- ※ 面接は上記日時のうち、1人1回15分程度で実施します。

連絡先届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

氏 名

連絡先を下記のとおり届け出ます。

記

【メールアドレス】

【住所】 ※住民票とは異なる住所へのご連絡を希望する場合のみ、記入してください。

〒	

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例

平成二十一年三月三十一日

条例第十三号

改 平成二二年 三月三〇日条例第一 平成二三年 三月一八日条例第二
正 五号 一号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例をここに公布する。

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例

（目的）

第一条 この条例は、総合周産期母子医療センター若しくは地域周産期母子医療センターの産科若しくは小児科における後期研修又は救命救急センターにおける後期研修（規則で定めるものに限る。第三条において同じ。）を受講する医師に対し、予算の範囲内において研修資金を貸与することにより、これらの後期研修の受講を容易にし、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターに勤務する医師の確保を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二三年条例二一号〕

（定義）

第二条 この条例において「総合周産期母子医療センター」とは、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等の母体又は胎児において危険性が高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等を行うことができる施設として、知事が指定したものをいう。

2 この条例において「地域周産期母子医療センター」とは、周産期に係る比較的高度な医療を行うことができる施設として、知事が認定したものをいう。

3 この条例において「産科」とは、診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。

4 この条例において「小児科」とは、診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。

5 この条例において「後期研修」とは、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第一条第二号の規定により医師の専門性に関する認定を受けた旨を広告する

ことができる病院において、当該認定に係る医師の専門性に関する資格の取得を目的として実施される研修をいう。

6 この条例において「救命救急センター」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。

一部改正〔平成二三年条例二一号〕

（貸与の対象者）

第三条 研修資金の貸与を受けることができる者は、総合周産期母子医療センター若しくは地域周産期母子医療センターの産科若しくは小児科における後期研修又は救命救急センターにおける後期研修を受講する医師で、これらの後期研修を修了した後、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターに勤務することが確実であると認められるものとする。

一部改正〔平成二三年条例二一号〕

（貸与の額）

第四条 研修資金の貸与の額は、月額二十万円以内において知事が定める額とする。

（貸与期間）

第五条 研修資金の貸与期間は、後期研修の期間以内において知事が定める期間とする。

（貸与の方法及び交付の方法）

第六条 研修資金の貸与の方法及び交付の方法は、規則で定める。

（貸与の取消し又は交付の停止）

第七条 知事は、研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

- 一 第三条に規定する者でなくなったとき。
- 二 心身の故障のため、後期研修の受講の継続が困難と認められるに至ったとき。
- 三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 その他研修資金を貸与することが適当でないと思えられるに至ったとき。

（返還の方法）

第八条 貸与を受けた研修資金の返還の方法は、規則で定める。

（返還の債務の履行猶予）

第九条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当

該各号に掲げる理由が継続する期間（第二号に該当する場合にあっては、知事が定める期間）、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しているとき（次号に該当する場合を除く。）。
- 二 産科、小児科又は救急医療に係る後期研修を受講しているとき。
- 三 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

一部改正〔平成二二年条例一五号・二三年二一号〕

（返還の債務の当然免除）

第十条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が、当該研修資金の貸与に係る後期研修を修了した後引き続き当該研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間、前条第一号の規定による勤務を引き続いてしたときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

2 知事は、研修資金の貸与を受けた者で前条第二号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けたもの（当該研修資金の貸与に係る後期研修に引き続いて同号に規定する後期研修を受講した者に限る。）が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて前項に規定する期間、同条第一号の規定による勤務を引き続いてしたときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

3 研修資金の貸与を受けた者が、前条第一号の規定による勤務をした期間に引き続いて同条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第一号の規定による勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、引き続き同号の規定による勤務をしている者とみなして前二項の規定を適用する。

4 研修資金の貸与を受けた者が規則で定める奨学金又は研修資金の貸与を受けている場合においては、当該奨学金又は研修資金の返還の債務の免除を受けるために必要とされる勤務は、第一項及び第二項の勤務に含めないものとする。

一部改正〔平成二二年条例一五号〕

（返還の債務の裁量免除）

第十一条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は第九条第一号の規定による勤務に起因する心身の故障のため当該勤務を継続することができなくなったときは、研修資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部

を免除することができる。

(延滞利息)

第十二条 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年十四・五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例(昭和五十年埼玉県条例第十三号)

二 埼玉県公的保健医療機関勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例(昭和五十四年埼玉県条例第十六号)

附 則(平成二十二年三月三十日条例第十五号)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定に基づき貸与の決定がされた研修資金の返還については、なお従前の例による。

附 則(平成二十三年三月十八日条例第二十一号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則

平成二十一年三月三十一日

規則第二十号

改正 平成二二年 三月三〇日規則第五五号
平成二三年 三月二二日規則第一七号
平成二四年 三月二七日規則第一五号
平成二九年 十月三十一日規則第四八号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則をここに公布する。

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則

(救命救急センターにおける後期研修)

第一条 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例(平成二十一年埼玉県条例第十三号。以下「条例」という。)第一条に規定する規則で定める後期研修は、一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医の資格の取得を目的として実施される後期研修とする。

追加〔平成二三年規則一七号〕

(小児科を示す名称)

第二条 条例第二条第四項に規定する規則で定める名称は、新生児及び児童とする。

一部改正〔平成二三年規則一七号〕

(申請手続)

第三条 条例の規定により研修資金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合

イ 様式第一号の後期研修医研修資金貸与申請書(新規)

ロ 様式第二号の後期研修受講証明書

二 前年度と同一の総合周産期母子医療センター若しくは地域周産期母子医療センターの産科若しくは小児科又は救命救急センターにおいて引き続き後期研修を受講し、貸与を受けようとする場合

イ 様式第三号の後期研修医研修資金貸与申請書(継続)

ロ 様式第二号の後期研修受講証明書

2 前項第一号に該当する場合は、連帯保証人二人を立てなければならない。

一部改正〔平成二三年規則一七号〕

(貸与の決定)

第四条 知事は、前条第一項の書類の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、貸与すると決定したときは貸与する研修資金の額及び貸与期間を、貸与しないと決定したときはその旨を本人に通知するものとする。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

(交付の方法)

第五条 研修資金は、四半期ごとに三月分を交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

一部改正〔平成二三年規則一七号・二四年一五号〕

(辞退等の届出)

第六条 研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が、後期研修の受講を辞退し、若しくは中断し、又は研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。後期研修を実施する病院から、当該後期研修の受講を中止し、又は中断することを命ぜられたときも、同様とする。

一部改正〔平成二三年規則一七号〕

(交付の停止)

第七条 知事は、研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が後期研修の受講を中断し、又は中断することを命ぜられたときは、中断し、又は中断することを命ぜられた日の属する月の翌月から後期研修の受講を再開した日の属する月の分までの間（次項において「交付停止期間」という。）、研修資金の交付を停止することができる。

2 前項の規定により研修資金の交付を停止した場合において、交付停止期間に係る研修資金を交付しているときは、知事は、当該研修資金を後期研修の受講を再開した日の属する月の翌月以降に交付すべき研修資金に充てることができる。

一部改正〔平成二三年規則一七号・二四年一五号〕

(返還の方法)

第八条 貸与を受けた研修資金は、当該研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで

に、一時に返還しなければならない。

- 一 条例第七条の規定により研修資金の貸与の決定を取り消されたとき。
- 二 研修資金の貸与に係る後期研修を修了した後、引き続き県内の病院における産科、小児科又は救命救急センターの医師としての勤務をしなかったとき（条例第九条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者を除く。）。
- 三 条例第九条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて県内の病院における産科、小児科又は救命救急センターの医師としての勤務をしなかったとき。
- 四 条例第十条第一項又は第二項の規定による研修資金の返還の債務の免除を受ける前に、県内の病院における産科、小児科又は救命救急センターの医師としての勤務をしなくなったとき（条例第九条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者を除く。）。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

（規則で定める奨学金又は研修資金）

第九条 条例第十条第四項の規則で定める奨学金又は研修資金は、次のとおりとする。

- 一 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第十六号）第一条の研修資金
- 二 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第一条の奨学金
- 三 条例第一条の研修資金
- 四 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者を対象とした奨学金（補助金等の交付手続等に関する規則（昭和四十年埼玉県規則第十五号）第二条第四項第一号に該当するものに限る。）

追加〔平成二二年規則五五号・二四年一五号〕、

一部改正〔平成二三年規則一七号〕

一部改正〔平成二九年規則四八号〕

（返還の債務の裁量免除額等）

第十条 条例第十一条の規定により免除することができる研修資金の返還の債務の額は、県内の病院における産科、小児科又は救命救急センターの医師としての勤務期間（後期研修を受講していた期間を除く。次項において同じ。）を研修資金の貸与を受けた期間

の二分の三に相当する期間で除して得た数値（この数値に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を研修資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

2 前項の医師としての勤務期間の計算については、月を単位とするものとし、一月に満たない期間は、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

（返還の債務の履行猶予又は免除の申請）

第十一条 条例第九条、第十条第一項若しくは第二項又は第十一条の規定により、研修資金の返還の債務の履行の猶予又は免除を受けようとする者は、様式第四号の後期研修医研修資金返還猶予（免除）申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、可否を決定し、本人に通知するものとする。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

（修了報告）

第十二条 研修資金の貸与を受けた者が当該研修資金の貸与に係る後期研修を修了したときは、速やかに様式第五号の後期研修修了報告書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

（勤務届）

第十三条 研修資金の貸与を受けた者が当該研修資金の貸与に係る後期研修又は条例第九条第二号の後期研修を修了した後、同条第一号に規定する勤務をしたときは、速やかに様式第六号の勤務届を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

（異動届）

第十四条 研修資金の交付を受けている者又は貸与を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 住所又は氏名に変更があったとき。

二 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

三 前条の規定により届け出た事項に変更があったとき。

四 条例第九条第二号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けている場合であって、受講している後期研修について、その受講を辞退し、若しくは中断しよ

うとするとき、又は当該後期研修を実施する病院から受講を中止し、若しくは中断することを命ぜられたとき（第六条の規定に該当する場合を除く。）。

五 条例第九条第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けている場合であって、当該履行猶予を受けることとなった理由が消滅したとき。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

（報告の要求）

第十五条 知事は、必要があるときは、研修資金の交付を受けている者又は貸与を受けた者に対し、研修資金の貸与の目的を達成するために必要な報告を求めることができる。

一部改正〔平成二二年規則五五号・二三年一七号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 埼玉県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第三十三号）

二 埼玉県公的保健医療機関勤務医師及び歯科医師修学資金貸与条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第十五号）

附 則（平成二十二年三月三十日規則第五十五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十二日規則第十七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日規則第十五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十月三十一日規則第四十八号）

この規則は、平成二十九年十月三十一日から施行する。